

八王子市立上柚木中学校 令和7年度学校経営計画

八王子市立上柚木中学校 校長 三田村 裕

学校教育目標

個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な国家及び国際社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成するため、次の目標を掲げる。

自律 目標に向け責任感をもって自己の行為を評価し、倫理的に自己調整を図る。

共生 他者の人格と個性を尊重し、多様な人の考え方を理解し、合意形成を図る。

創造 主体的な学びと他者との協働により、既存の知識・技能・概念等から新しい知識・技能・概念等を生み出す。

校訓 「自己決定 自己実現」

1 目指す学校……「甲斐」のある学校

- (1) 生徒にとって……学び甲斐のある学校
- (2) 保護者にとって…通わせ甲斐のある学校
- (3) 教職員にとって…働き甲斐のある学校

2 中期的な目標

- (1) 生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする。
- (2) 教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団を実現するとともに、教師が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、生徒一人一人の学びを最大限に引き出す。
- (3) 教師が多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校を運営する。

3 令和7年度の実行目標と方策

- (1) 上柚木中学校グループとして愛宕小学校及び上柚木小学校と取り組む小中一貫教育の充実
 - ① 昨年度成果を上げた次の各取組をより一層充実・発展させる。
 - ア 小中一貫教育の日における学力保障と生活指導の課題についての熟議、小中間の共通理解及び課題解決
 - イ 本校生徒の有志による小学生への学習支援及びはちおうじっ子サミットにおける生徒会本部役員による上柚木中学校グループの全児童・生徒の意見表明を通じ、生徒に自己有用感を味わわせ地域貢献の意識を育むこと
 - ② 小学生及びその保護者に本校の魅力や情報を積極的に発信する。
- (2) 生徒への個別支援の充実
 - ① 生徒一人一人に寄り添い一人一人の課題に対応する。そのために、個別支援校内委員会を週に1回開催し、現状や課題の共有及び適切な対応方針の決定を行う。
 - ② 教職員と生徒が個別に向き合う。そのための時間として水曜日の午後にユニバタイムを設定し、生徒の抱えるあらゆる問題について、生徒の相談に応じ個別指導をする。
 - ③ よりきめ細かな個別支援の必要な生徒に対して、生徒の思いと支援をつなぎ、学校生

活を充実させる工夫を行う。そのために、WEBQUを活用するとともに個別の学校生活支援シート・個別の指導計画等を作成しそれに沿った指導を展開する。

- ④ 不登校及びその傾向のある生徒へのより適切な支援を行う。そのための場として「なないろ」を拠点とし、不登校対応巡回教員及び登校支援員を中心に個別支援を行う。

(3) GIGAスクール構想の実現及び定着

- ① 子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようにする。そのために、ICT機器の正しい使い方や情報モラルについてあらゆる場面で指導し、ネットリテラシーなどの情報活用能力を育成する。
- ② 個別最適な学びを実現する。そのために、全教員がICT機器やミライシード・eライブラリアドバンス等の学習支援ソフトを自在に駆使し授業を効率化・濃密化するとともに、先進事例や教員個々の実践から学ぶ取組を活性化する。
- ③ 授業準備や成績処理等をはじめ、教材や文書の共有、起案・決裁行為、保護者との連絡や情報の共有等についての負担軽減を図る。そのために、統合型校務支援システムをはじめとしたICTを最大限活用する。

(4) 学習指導

- ① 生徒が自己の取組の成果と課題を明らかにし自ら学習を調整するなど意欲をもって主体的に学習することができるようにする。そのために、次のことを本校の共通の授業スタイルとし、全教員が徹底して行う。
 - ア 「できるようになること」や「身に付けるべきこと」(＝めあて)、学び方や道筋(＝流れ)を授業ごとに板書で明確に示すとともに、授業の終わり5分間に、めあての定着度や到達度と学習課題を生徒一人一人に意識させることにより、家庭学習を含めた学習課題を明確にさせる。
 - イ 生徒が、習得した知識や技能を活用し、思考したり判断したり表現したりする場面を1単元について1回以上設定する。
 - ウ 各教科の特性を踏まえながらも、生徒一人一人の学力に応じた指導を充実させるため、基礎的・基本的な知識・技能の面で課題のある生徒には継続的に反復学習に取り組ませ、また、それらが十分な生徒には発展的な学習に取り組ませるなど、単元内又は授業内における自由進度学習を展開する。また、宿題についても、画一的に課することはやめ、可能な限り同様の配慮の下行う。
- ② 生徒一人一人の学習課題を解決するため、きめ細かな評価活動を行い生徒一人一人の課題の把握に努め、ユニバタイムや面談において適切にフィードバックするとともに、ユニバタイム等を活用して個に応じた補習を実施する。
- ③ 今年度は東京都教育委員会授業改善推進拠点校の取組として、上記①及び②について全員参加の下組織的に行い、その成果を都内はもとより全国に広める。

(5) 生活指導

- ① 基本的生活習慣を身に付け率先して挨拶ができるなど礼儀正しく社会で通用するコミュニケーションがとれる人間になるように指導する。そのために、時間や物の管理と相手意識・目的意識をもった文による会話ができるように日々促す。
- ② 体幹を鍛え体力向上を図るとともに、精神面での鍛錬を行う。そのために、正しい姿勢を保持させる指導を全教育活動を通じ徹底して行う。
- ③ 生徒に主体性と自尊感情や自己有用感を育む。そのために、一人一人の個性を踏まえ、あらゆる場面を通して、「認め、褒め、高める」とともに、行事や生徒会活動を通じ、生徒にリーダーシップ又はフォロワーシップのいずれか又は両方を発揮させ、生徒あるいは生徒集団が自ら考え自己調整の下自ら決定するよう導く。

- ④ 自他を尊重する態度を育むとともに、思いやりの心を育てる。その際、いじめは、「しない、させない、許さない」ことを徹底するのはもちろん、面談の意図的・計画的な実施、「心のアンケート」「いじめアンケート」等生徒の内面把握のための取組の毎月実施、休み時間における巡回の組織的な実施、ユニバタイムの設定を行うとともに、いじめ対策委員会を週に1回開催し、現状や課題の共有及び適切な対応方針の決定を行う。
 - ⑤ 家庭との連絡・報告は、双方向性の確保に努めるとともに、課題のある生徒については平時から連携を取る。
- (6) キャリア教育
- ① 「生き方」の指導の充実を図る。そのために、進路指導計画に基づき、人としてどう生きるかを考えさせる指導を行う。
 - ② 夢や希望を抱いて自らの進路を選択できるよう導く。そのために、ユニバタイムや面談を活用した個別指導の充実を図る。
 - ③ 生徒の自己理解を深めさせるとともに、望ましい学習観、勤労観、職業観を養う。また、自己が社会から必要とされることを実感させるとともに、社会人に必要な接遇スキルを学ばせる。そのために、諸情報の提供、体験的な学習の実施に努め、地域・小学校のボランティア活動への参加を促す。
- (7) 特別活動
- ① 生徒が他者と協働する集団活動の意義や必要なことについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。そのために、活動のねらいを明確にした上で班活動・議長団など生徒が主体的に活動する場と役割を設け、各学年・学級の指導計画に沿って指導する。
 - ② 生徒が集団や自己の生活、人間関係の課題を解決するために合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。学校行事、学年行事、生徒会活動、部活動など、生徒一人一人のもつ能力や個性を発揮させる場を意図的・計画的に設定し、生き生きとした活動ができるよう活動内容を充実させる。
 - ③ 集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成し、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を生徒に養う。そのために、生徒が主役となる活動を活性化し、価値あることを追求させていく。
- (8) 道徳
- ① 生徒によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。そのために、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることに留意した道徳の年間計画を作成し、それに基づき、全教育活動を通して道徳教育を行う。
 - ② 道徳の授業は、人間としてのより良い生き方を考えさせる。そのために、内容項目を明確にし「主体的・対話的深い学び」を重視するとともに、優れた教材や資料を有効に活用するなどし、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を展開する。
- (9) 部活動
- ① 部活動は学校教育の一環として人間教育を行う場であるとの認識の下、安全・安心を第一とし、生徒の健康と体力の増進又は文化的素養の涵養、健全育成を目的として行う。
 - ② 部活動は、社会性の育成や規範意識の醸成をも目的としていることから、活動の時間やルールを厳守する。
 - ③ 生徒のバランスの取れた育成と学校における働き方改革推進の両面から、平日のうちの1日及び休日のうちの1日を休養日とする。
 - ④ 上記取組を行いながら、八王子市の推進する部活動改革に向けた体制整備を進める。

4 教育公務員として

- (1) 公立学校は市民から負託された学校であり、そこに勤める私たち教職員は全体の奉仕者であること及び生徒に範を示す立場であることを踏まえ、法令や学習指導要領を遵守することはもとより、全教職員が教育者としての高い熱意と使命感とをもって教育に当たる。
- (2) ヒューマン・エラーは起こるものとの前提に立ち、ミスや事故のない職務遂行を目指し、担当者や起案者は自己の行為や作成した文書に誤りや情報漏洩等の要因がないかを複数回確認するとともに、漏れなく起案・決裁を進めることで、関与者・決裁者による二重・三重の確認を行う。
- (3) 義務教育段階の公立学校であることを踏まえ、教材費・校外学習費に関しては、最少費用で最大の効果が得られるよう配慮し、保護者負担を軽減するとともに、購入に当たっては注文行為により保護者の同意を得る。特に、ミライシードやeライブラリアドバンス等の学習支援ソフトを活用すれば済む物、あるいは生徒の自学自習用の物については、特段の目的や用途がない限り使用しない。
- (4) 毎週水曜日の全校一斉のノー残業デーと月に1回の教職員が個々に設定するマイ・ノー残業デーの設定、月あたりの超過勤務時間の前年度比5時間減、年次有給休暇の年間15日以上取得、起案・決裁行為の電子化、業務のペーパーレス化、会議日の固定化の6点を確実に実行できるよう学校における働き方改革を断行し、それにより心身のゆとりを生じさせ、次のことを行う。
 - ① 教材研究や生徒と向き合う時間の確保
 - ② 指導力を向上させるための研修及び自己の指導方法の改善
- (5) 部活動は教育活動の一環であることを踏まえ、全ての教員が指導に関わることを、担当する部活動については顧問を務める教員又は部活動指導員が指導することを原則とする。

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校運営協議会との連携を強化する。そのために、同協議会へ情報を適切に提供するとともに、学校が協議会に求めたい支援や意見等を明確にする。
- (2) 教育活動の意図や取組が家庭や地域に十分伝わるよう事前に周知・説明することをねらいとする。そのために、学校だより及び学年だよりは、月1回以上定期的に発行し、取組の「ねらい」「行うことの概要」「家庭への協力依頼事項」を必ず掲載し、学校ホームページは、「活動（取組）の様子」及び「成果と課題（又は生徒の変容）」を必ず掲載する。そのほかの配布文書についても同様とし、特に保護者に参加を求める行事については、実施の1か月前までには周知する。
- (3) 家庭及び地域社会との協働を推進する。そのために、全教職員が、PTA活動又は青少年対策委員会をはじめとする地域の取組に年間1回以上必ず関わる。また、生徒もできるだけ参加させる。
- (4) 学校経営に家庭や地域の思いや考えを最大限反映する。そのために、学校関係者評価をより一層充実させ、家庭や地域からの意見や要望を謙虚かつ真摯に受け止めるとともに、評価結果の分析を多面的・多角的に行い、改善策等について、学校運営協議会及び保護者に示す。